

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本販売士協会(英文名 The Japan Association of Retail Sales and Management Specialists) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、販売士の資質向上と小売業従事者の能力開発の増進による社会的地位の確立、販売士検定試験制度の普及振興及び各地販売士協会の連絡調整を行い、もってわが国小売業の健全な発展と消費者サービスの向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 販売士の資質向上のための講習会、研修会等の開催又はあっ旋
- (2) 販売士の資格更新及び養成に関すること
- (3) 販売士の社会的地位確立のための調査及び啓蒙
- (4) 販売士検定試験制度の普及振興
- (5) 販売士養成講習会等の講師の養成指導
- (6) 機関誌の発行
- (7) 各地販売士協会の設立及び運営に関する指導
- (8) 販売士の福利厚生に関する事業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(定 義)

第5条 販売士とは、日本商工会議所及び各地商工会議所又は全国商工会連合会及び都道府県商工会連合会が共同して実施する販売士検定試験の合格者として認定を受けた者をいう。